

平成20年度 一般会計 予算見積 事業別概要書(当初)

款	2. 総務費	事業名	5. 市民公益活動推進事業費		
項	1. 総務管理費	細事業名	2. 市民協働推進事業費		
目	14. 地域振興費	担当課・係	市民活動推進課 (執行課: 市民活動推進課)		

予算分析	臨時経費	継続事業	単独事業								(単位: 千円)	
	(歳入)	(歳出)	財源内訳	財産収入								一般財源
要求額	5,444	3,500	要 求	5,444								1,944
決定額			決 定									

実施計画の内容	(実施計画における事業の概要)	施 策	まちづくりの推進に向けて / 市民協働によるまちづくり / 市民が行う公益的な課題解決のための地域まちづくり活動を										
	[市民協働事業に関する業務]	施策体系コード	06-02-01-40-30			事業番号	68-1						
	事業を公募し、応募のあった事業について、市民協働推進委員会からの提言を頂き、その結果を踏まえ、助成金を交付する事業を決定する事務を行います。また、まちづくり活動がスムーズに進められるよう、関係課との調整や情報提供などの人的支援を行います。	総事業費	10,500千円			事業期間	平成20年度～平成22年度						
		年度別事業費	20年度	21年度	22年度								
			3,500	3,500	3,500								
		(事業実施に関する根拠法令) 佐倉市市民協働の推進に関する条例											

< 事業に関する説明 >

(事業の説明) 市民提案型協働事業助成金の交付 ・市に登録された市民公益活動団体(地縁団体、ボランティア団体、NPO法人等)が自主的に取り組む公益的活動を対象に、一定の条件のもとで助成するものです。 ・事業の可否については、市民公益活動推進委員会の意見を聴取し決定することとします。	(事業の目的) ・市民協働の推進に関する条例に基づく取組みとして、市民公益活動団体から提案を受けた事業に対し助成することで、公共の利益に資する市民の取組みをより活性化しようとするものです。	(事業の効果) ・市民の需要に即した市民による公共的活動の充実が図れるだけでなく、市民公益活動団体の自立にも資することが期待できます。
(事業実施上の問題点) ・申請される事業が継続し固定化することのないよう、各種団体の理解を得る必要があること。 ・金銭的に支援を目的とすることなく、自主自立のもと継続的な公益活動につなげてもらうこと。	(前年度からの見直し点)	(見積についての特記事項)